

## 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン骨子（案） 図表集

図表 1	苦情のあった世帯数（平成 30 年度の多頭飼育の苦情件数） .....	1
図表 2	苦情のあった世帯における飼育頭数の内訳 .....	1
図表 3	多頭飼育事例における動物の種別 .....	2
図表 4	飼い主が持つ要素及びその特徴（因子分析から得られた 7 つの因子） .....	3
図表 5	飼い主の経済状況 .....	4
図表 6	飼い主の健康状態 .....	4
図表 7	動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題 .....	5
図表 8	多頭飼育問題が生じる社会的背景 .....	6
図表 9	多頭飼育問題の発生構造 .....	7
図表 10	多頭飼育問題への対応フロー（概要） .....	8
図表 11	動物の多頭飼育の届出制度 .....	9
図表 12	連携主体等一覧 .....	10
図表 13	多頭飼育している人（飼い主）を取り巻く関連図 .....	18
図表 14	関係法令一覧 .....	19
図表 15	多頭飼育問題への対応フロー（発見・発見後対応・再発防止） .....	29
図表 16	探知チェックシート .....	32
図表 17	状況把握チェックシート .....	34
図表 18	案件記録表 .....	38
図表 19	地域での見守りの方法 .....	40
図表 20	ものではなく人への信頼の獲得 .....	41

図表 1 苦情のあった世帯数（平成 30 年度の多頭飼育の苦情件数）

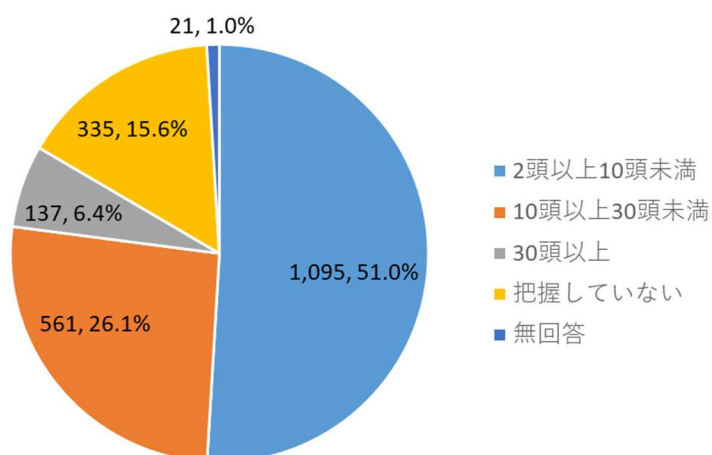
選択肢	苦情件数	苦情件数 （1 自治体あ たり平均）
苦情のあった世帯数（全体）	2,149	20.5
苦情のあった世帯数（都道府県）	1,252	26.6
苦情のあった世帯数（政令指定都市）	440	22.0
苦情のあった世帯数（中核市）	457	7.9

注：動物 2 頭以上の飼い主に関して、複数の住民から苦情が寄せられたケースで、平成 30 年度に苦情がなされた世帯数について算定。苦情の件数に関係なく、世帯ごとに 1 件としている。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」）

図表 2 苦情のあった世帯における飼育頭数の内訳

（単一回答,n=2,149）

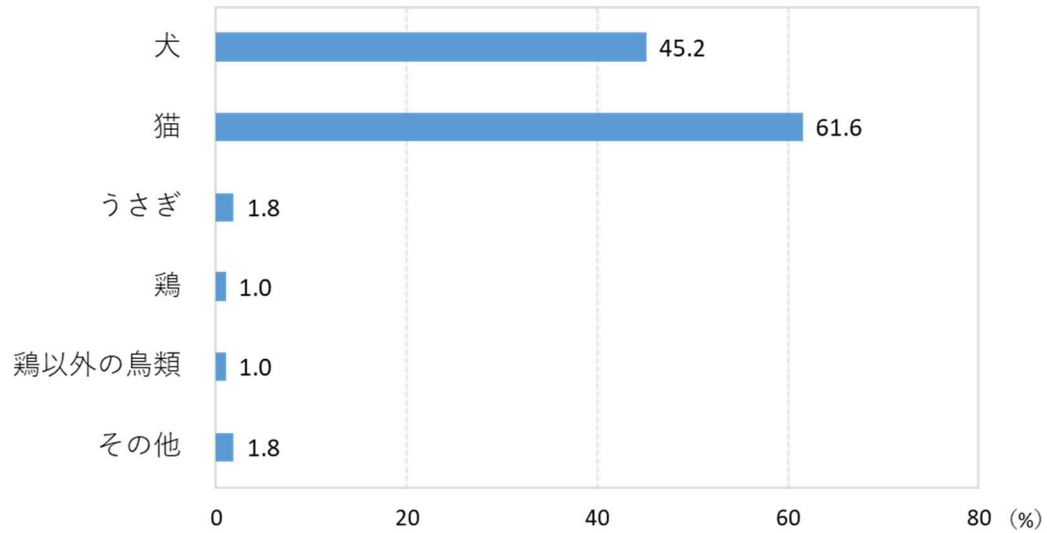


注：動物 2 頭以上の飼い主に関して、複数の住民から苦情が寄せられたケースで、平成 30 年度に苦情がなされた世帯数について算定。苦情の件数に関係なく、世帯ごとに 1 件としている。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」）

図表3 多頭飼育事例における動物の種別

(複数回答,n= 385)



注：2015年4月から2019年10月末時点までに発生・継続しているもの（終結したものを含む）を対象としている。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」）

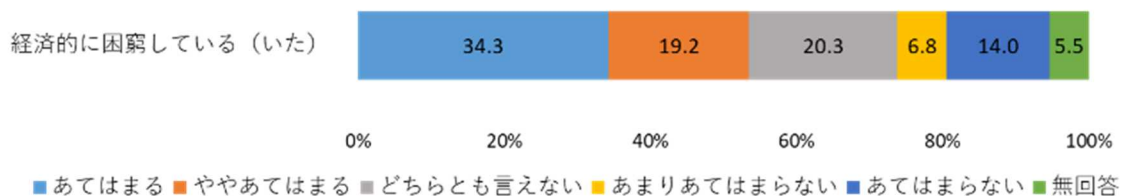
図表 4 飼い主が持つ要素及びその特徴（因子分析から得られた7つの因子）

要素	主な特徴
不衛生	飼育場所もしくはその屋外、またはその両方に動物の糞尿や白骨死体、ゴミが大量に放置されており、そのため敷地からは非常に強い悪臭や害虫が発生している。当事者は、そのような状況を気にかけおらず、本人からも入浴や洗濯を怠ることによる獣臭・悪臭や、ノミ・ダニ等の害虫による全身への刺咬跡が見られることがある。
自立困難	会話を通して、「担当者の顔を把握していない」、「複数の問題を同時に処理できない」、「話を理解できていない様子が見られる」、「動物の個体識別ができていない」等の知能の低下、老いや病気による歩行困難等の身体的な能力の低下といった1人での生活が困難であると思われる特徴を持ち、その結果、動物への世話も十分に行き届いていないことがある。このような特徴を持つことから、ホームヘルパーや介護サービス等が関与していることも少なくない。
貧困	経済的な困窮により、動物引取りの手数料が払えないだけでなく、家賃や公共料金の未払いといった状況も見られる。日雇い労働や年金、知人からの支援等によってある程度の収入を得ていることもあるが、金銭の適切な使い方ができていないことが多い。
暴力	近所の住民への暴言や威嚇的行動や、自治体職員の訪問に対しても暴れる等の攻撃的な態度での抵抗が見られる。常時そのような態度となるわけではなく、自治体職員だけには温和な態度を取ること（その逆もあり得る）や、動物の話になると態度が急変するといった、特定の人物または話題にのみ攻撃的な態度を取る場合もある。
固執	動物の所有権を放棄しようとしなない、または殺処分や不妊去勢手術へ非常に強い抵抗感を示す。当事者の住居とは別の場所で動物を飼養している場合もある。
サービス拒否	医療や保険、福祉サービスを拒否する傾向が強い。病気を患っていたとしても医療機関への受診を行わないため、症状が悪化してしまい、結果として本人と動物の生活状況が悪化する。
依存	指導の度に飲酒した状態で応対するといった、アルコールやギャンブル等への依存が見られる。動物に対しては、特定の1匹に特別な愛情を注ぐことや、睡眠時間を削って犬の世話をする等、他タイプ以上の変った犬への依存が見られることもある。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」に基づき分析）

図表5 飼い主の経済状況

(単一回答, n=385)

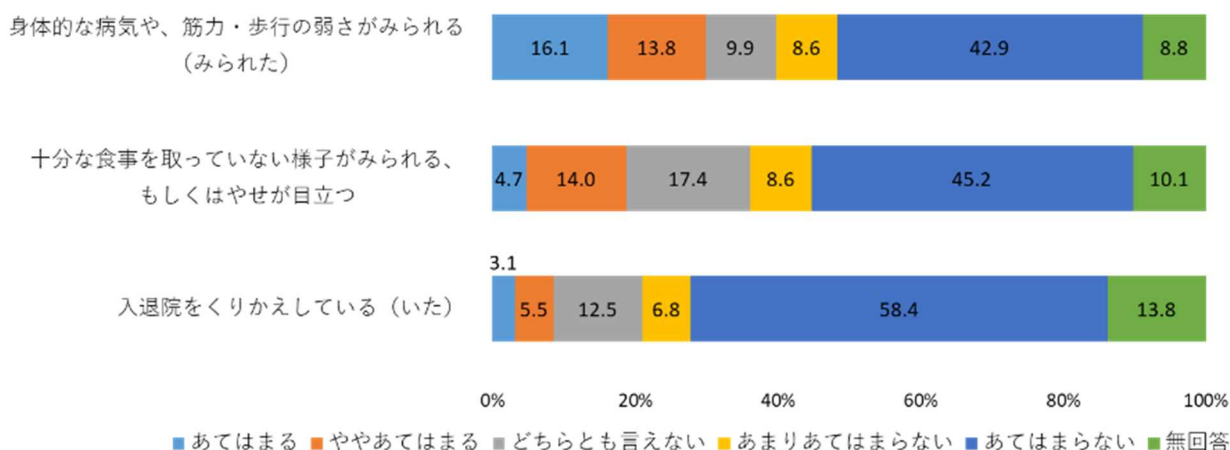


注：2015年4月から2019年10月末時点までに発生・継続しているもの（終了したものを含む）を対象としている。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」）

図表6 飼い主の健康状態

(単一回答, n=385)

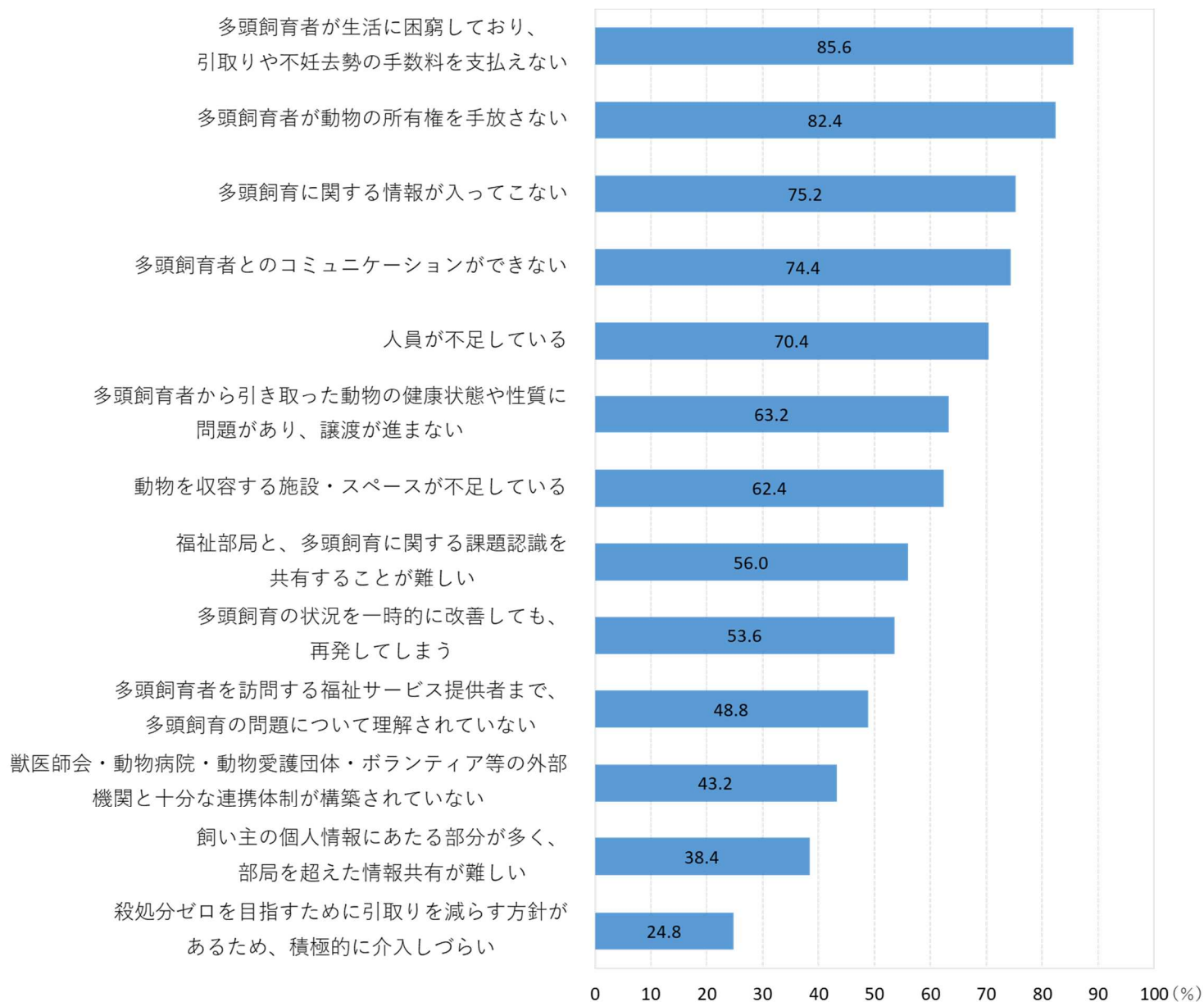


注：2015年4月から2019年10月末時点までに発生・継続しているもの（終了したものを含む）を対象としている。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」）

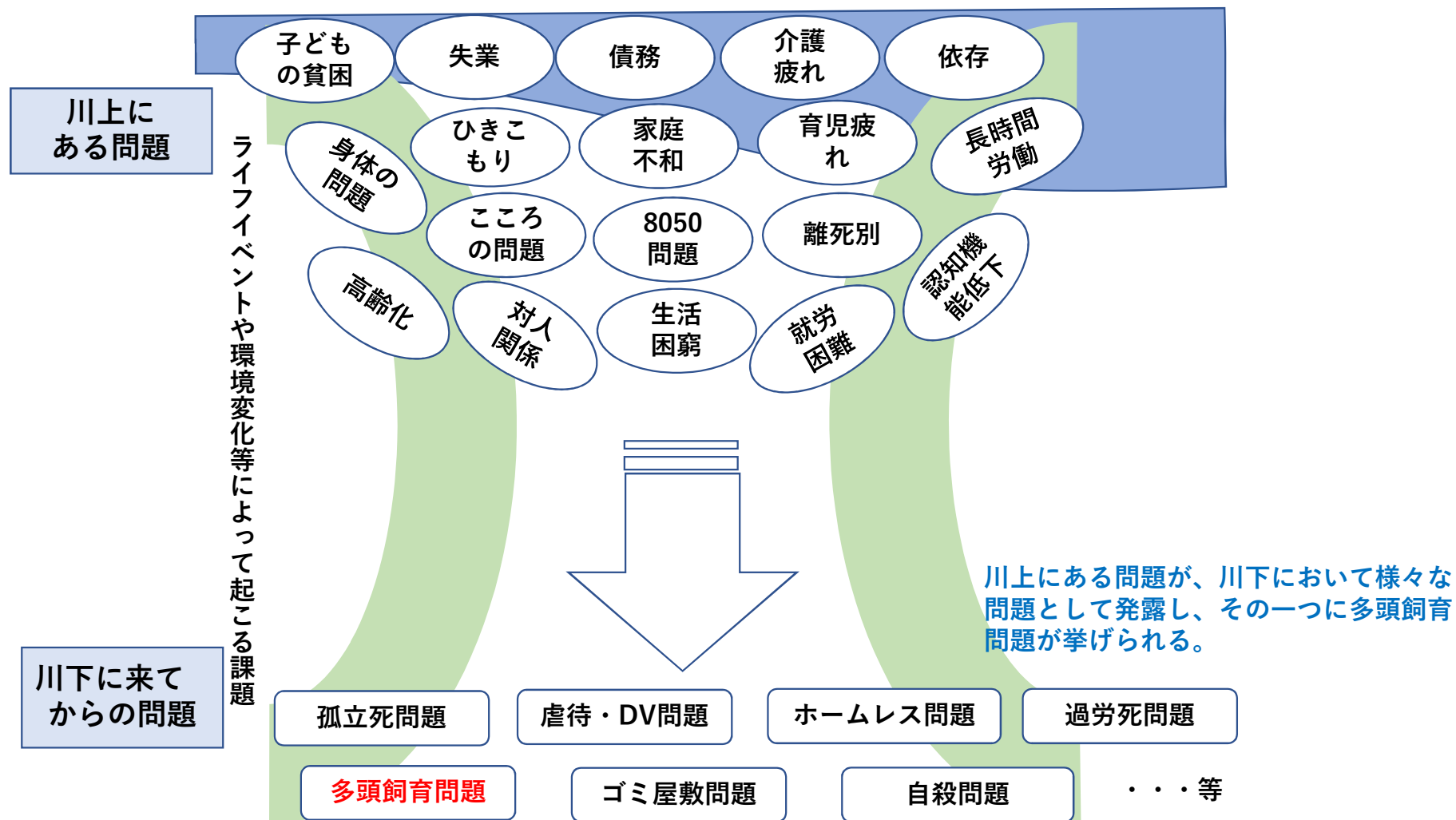
図表 7 動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題

(複数回答, n=125)



(出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」)

図表 8 多頭飼育問題が生じる社会的背景



(出所：佐藤尚治 (社会福祉法人 長野県社会福祉協議会)、「社会的孤立の背景と要因～社会福祉の立場からみた多頭飼養者の特徴について～」を一部改変)

図表 9 多頭飼育問題の発生構造

**多頭飼育問題ハイリスク**

適切な繁殖制限措置が講じられていないことから、非計画的に個体数が増え、多頭飼育問題を引き起こすおそれがある状態

**多頭飼育問題**

多数の動物の飼養により、  
 ・ 飼い主の生活状況の悪化  
 ・ 動物の状態の悪化  
 ・ 周辺的生活環境の悪化  
 が生じている状態

**個体数増加の要因**

- ・ 動物の高い繁殖能力
- ・ 無責任な餌やり
- ・ 放し飼い
- ・ (侵入個体の定着につながる) 家屋損壊部の未修繕
- ・ 適切な繁殖制限措置 (不妊去勢手術、雄雌の分離飼育等) の未実施

**飼い主が個体数を増加させてしまう理由**

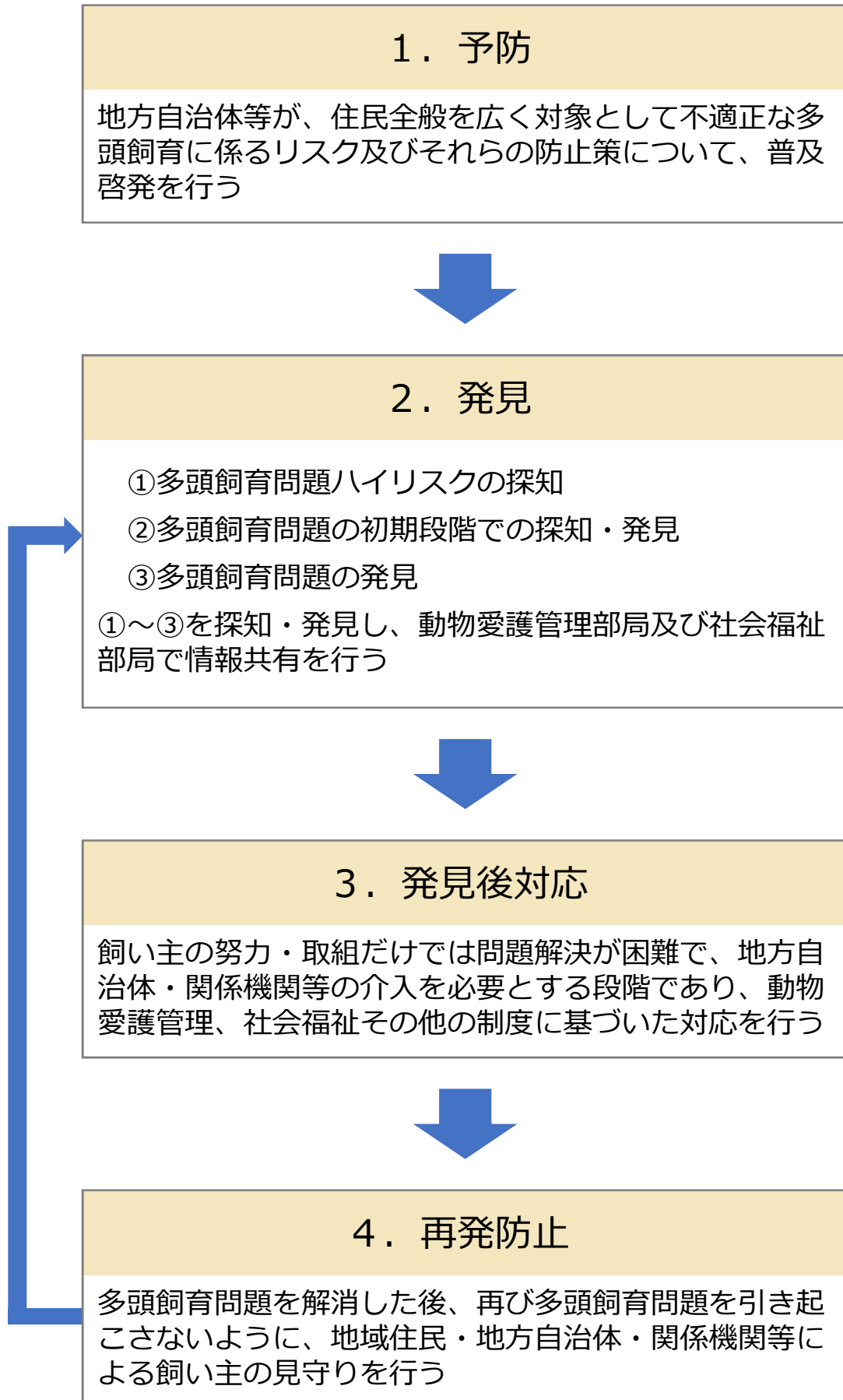
- ・ **判断力の不足**  
動物の繁殖生態等に関する知識の不足、認知機能の低下など
- ・ **経済的困窮**  
不妊去勢手術の費用を負担することが困難など
- ・ **信念・感情**  
繁殖は自然の摂理であり生殖機能を奪いたくない、傷つけるのは可哀想など

など



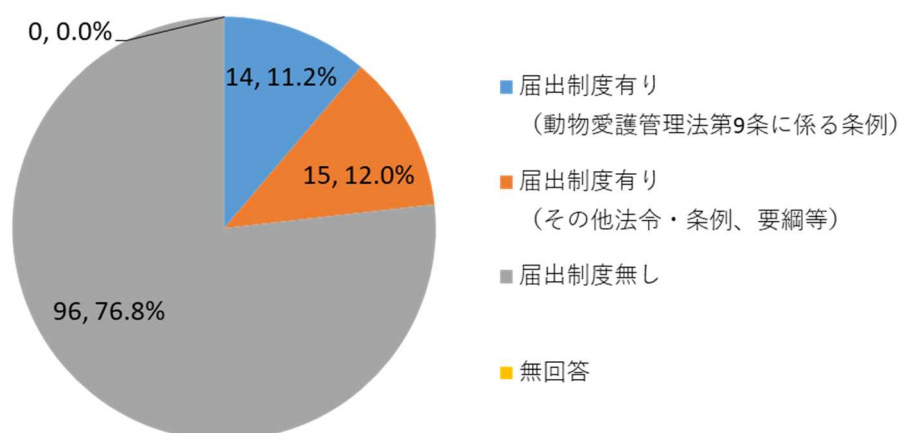


図表10 多頭飼育問題への対応フロー（概要）



図表 11 動物の多頭飼育の届出制度

(単一回答, n=125)



注：125自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）を対象としている。

（出所：環境省「令和元年度 社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業アンケート調査結果」）

図表 12 連携主体等一覧

1. 動物愛護関連の関係主体

都道府県、政令指定都市及び中核市は、動物愛護管理法第 37 条の 2 に基づき、動物愛護管理に関する以下の業務を行うこととなっている（中核市については、④～⑥のみ該当）。

- ① 第一種動物取扱業の登録、第二種動物取扱業の届出並びに第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業の監督に関すること。
- ② 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
- ③ 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
- ④ 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。
- ⑤ 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- ⑥ その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

これらの業務を行う組織としては、動物愛護管理部局、動物愛護管理センター、保健所等がある（設置主体、名称は地方自治体によって異なる）。

図表 12-1 動物愛護管理法に基づく対応と関係する行政機関

業務内容 (動物愛護管理法条項)	権限			
	都道府県	政令指定都市	中核市	市町村※
<b>周辺の生活環境の保全等に係る措置 (第 25 条)</b> 動物の飼養・保管、給餌・給水に起因する騒音・悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれた場合、原因者に対し、必要な指導・助言、勧告・命令をすることができる。 不適正な動物の飼養等に起因して、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある場合、原因者に対して、命令・勧告をすることができる。 上記に関し、報告の徴収及び立入検査することができる。命令に違反した者は罰金に処される。(第 46 条の 2)	○	○	□	□
<b>犬猫の引取り・譲渡し (第 35 条)</b> 犬や猫の引取りを求められた場合、引取りを行う。 (ただし、終生飼養(できる限り、ペットがその命を終えるまで適切に飼養すること)の原則に鑑み、飼い主から繰り返し引取りを求められる場合には引取りを拒否することができる等の例外あり。) 殺処分を減らすため、引取られた犬猫は譲渡に努めることとされている。	○	○	○	□
<b>犬猫の繁殖制限 (第 37 条)</b> 犬や猫がむやみに繁殖して適正に飼えなくなるおそれがある場合、飼い主には、不妊去勢手術等を行うことが義務づけられている。これを踏まえ、行政は、動物愛護管理法第 35 条に基づく引取りに際し、繁殖制限措置が適切になされるよう、飼い主に指導・助言を行	○	○	○	-

うように努めることとされている。				
<b>動物虐待罪（第44条）</b> ペット等（哺乳類・鳥類・爬虫類）を虐待したり、遺棄（捨てる）したりすると、犯罪行為として、懲役や罰金に処される。虐待には、積極的虐待に加え、十分な世話を行わず衰弱させる、糞尿が堆積した場所で飼うといったネグレクトも含まれる。	-	-	-	-

○：法で定められているもの、□：必要な協力を求めることができるもの  
 ※市町村（政令指定都市、中核市を除く）

図表 12-2 関係主体等一覧表（動物愛護管理関係）

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・有資格者
動物愛護管理部局・動物愛護管理センター・保健所	<p>多頭飼育問題に対応する主要な主体のひとつ。</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り・譲渡、ペットの飼い主に対する指導、助言、勧告、命令、立入検査、動物取扱業の監督、動物の適正な愛護及び適正な飼養に関する啓発活動等を行う。</p> <p>なお、保健所の一部は動物愛護管理法に基づく業務を行っていないが、その場合にも、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び鑑札、狂犬病予防注射済票の交付、注射済票のない犬の捕獲、抑留等を行っている。</p>	(獣医師)
獣医師会	<p>獣医師によって構成される職能団体。学術雑誌の刊行、学会・講習会・研修会の開催、獣医事に関する調査・研究、動物愛護思想の啓蒙・普及等を事業内容とする。</p> <p>公益的な活動の一環として、不妊去勢手術、感染症の治療等技術的な協力をを行う場合がある。</p>	獣医師
動物病院	<p>飼育動物の診療、保健衛生の指導等を行う民間施設。獣医師が動物の不妊去勢、診療及び保健衛生の指導等を実施する。</p> <p>なお、獣医師は、虐待の疑いがある動物を発見した場合に、通報することを義務づけられている。</p>	獣医師
動物愛護推進員	<p>動物愛護管理法に基づき、条例によって委嘱される、地域における動物の愛護と適正な飼養の推進に携わるボランティア。普及啓発、行政への協力のほか、飼い主等の求めに応じ、繁殖制限措置に関する助言、譲渡の支援等を行う（※行政の権限はない）。法に基づき、活動支援等・調整を行う協議会を組織することができる。</p> <p>動物の飼育に係る助言、飼い主と地方自治体のつなぎ役としての関与が見られる。</p>	-
動物愛護団体、ボランティア	<p>動物に関わる問題についての普及啓発、保護動物の譲渡活動等、団体により多様な活動を行っている。</p> <p>不妊去勢手術に係る支援や、飼い主に対する動物の所有権放棄の説得、一時預かり、引取り、譲渡等の様々な場面において関与が見られる。</p>	(獣医師)

ペット関連事業者	ペット関連事業者は、犬猫等のペットの販売その他の事業を営む。 ペットショップ等は動物の入手経路となる。ペットの頻繁な購入をきっかけに多頭飼育が発覚することがある。	—
----------	--	---

※代表的な役割を示したが、具体的な活動内容は個別の事例によって異なることに留意。

## 2. 社会福祉関連の関係主体

都道府県及び市町村ではこれら社会福祉の実現のために、社会福祉法等の各種法に基づき、地方自治体の規模に応じた事務所を設置することが求められている。

図表 12-3 関連する社会政策分野と関係する行政機関

機関名	関連する社会政策分野	設置状況					
		都道府県	政令指定都市	中核市	一般市	町村	特別区
福祉部局 <sup>1)</sup>	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	○	-	○
保健所	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	-	-	○
福祉事務所	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	○	○	○	○	△	○
自立相談支援機関	困窮者支援	○	○	○	○	○	○
児童相談所	児童福祉	○	○	△	-	-	△ <sup>2)</sup>
社会福祉協議会 <sup>4)</sup>	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	△	△	△	△	△	△
地域包括支援センター	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
居宅介護支援事業所	高齢者福祉	-	△	△	△	△	△
民生委員	生活保護・困窮者支援、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉	-	-	-	-	-	-

○：設置が義務付けされているもの、△：設置ができる旨が制度上明記されているもの

- 1) 名称は地方自治体によって異なる（保健福祉局、健康福祉部、住民福祉課、社会福祉課等）
- 2) 東京都特別区
- 3) 市町村より審査判定業務の委託を受けた場合に都道府県介護認定審査会を置く
- 4) 民間発意で設立される

上述した社会福祉政策関連の関係主体における、多頭飼育問題への実際の関与のあり方は次のとおりである。

図表 12-4 関係主体等一覧表（社会福祉関係）

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・有資格者										
社会福祉部局	<p>社会福祉法に基づき、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉（生活保護）等に係る施策を担う。</p> <table border="1" data-bbox="528 412 1198 761"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 412 743 456">課</th> <th data-bbox="743 412 1198 456">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 456 743 542">介護保険課</td> <td data-bbox="743 456 1198 542">介護保険に関すること。 介護保険事業計画に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 542 743 627">高齢福祉課</td> <td data-bbox="743 542 1198 627">高齢者の福祉施策の計画及び推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 627 743 712">障害福祉課</td> <td data-bbox="743 627 1198 712">心身障害者(児)福祉施策の計画、推進及び調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 712 743 761">生活福祉課</td> <td data-bbox="743 712 1198 761">生活保護制度に係ること。</td> </tr> </tbody> </table>	課	内容	介護保険課	介護保険に関すること。 介護保険事業計画に関すること。	高齢福祉課	高齢者の福祉施策の計画及び推進に関すること。	障害福祉課	心身障害者(児)福祉施策の計画、推進及び調整に関すること。	生活福祉課	生活保護制度に係ること。	医師、看護師、保健師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員
課	内容											
介護保険課	介護保険に関すること。 介護保険事業計画に関すること。											
高齢福祉課	高齢者の福祉施策の計画及び推進に関すること。											
障害福祉課	心身障害者(児)福祉施策の計画、推進及び調整に関すること。											
生活福祉課	生活保護制度に係ること。											
保健所	<p>地域保健法に基づき、対人保健・保健指導（人の健康に関すること母子保健、老人保健、精神保健、感染症）、及び対物保健・生活衛生（食品衛生、環境衛生、薬事行政）に係る業務を担う。</p> <p>動物愛護管理局（動物愛護センター）と同様の業務を実施していることから、地域住民からの苦情が保健所に寄せられることも多い。また、実際の現場対応においても保健所が中心となる事例も見られる。</p>	医師、獣医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、等、社会福祉士										
福祉事務所	<p>福祉事務所とは、社会福祉法第 14 条に規定されている「福祉に関する事務所」をいい、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関である。主に、生活の相談と生活保護の実施、児童と高齢者へのサービスの相談と受付、障害者の相談と支援、女性相談を行う。</p>	社会福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員、精神保健福祉士、保健師、看護師										
自立相談支援機関	<p>自立相談支援機関とは、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定されている自立相談支援事業を行う機関であり、生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援や、就労準備支援事業等の事業利用のためのプラン作成等を行う。</p>	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、臨床心理士等										

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・有資格者
児童相談所	<p>児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもに係る様々な問題（虐待、非行問題、子どもの健全な発達に係る問題等）について助言指導、一時保護等を行う。</p> <p>子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どもがネグレクト状態にあり、児童相談所が支援や介入する際に、多頭飼育が発覚することもある。</p>	社会福祉士、保健師、児童福祉司、精神保健福祉士
社会福祉協議会	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に様々な福祉活動を展開しています。権利擁護の推進、生活課題への支援、ネットワークの整備、福祉活動への支援などを行う。</p>	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、保育士
地域包括支援センター	<p>介護保険法に基づき、包括的支援事業等の事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。</p> <p>保健医療・福祉の総合相談窓口として機能していることから、飼い主が高齢者である場合に、同センターを通じて発見に繋がることもある。</p>	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員
居宅介護支援事業所	<p>介護を必要とする人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行う。</p> <p>飼い主が要介護認定を受けている場合もあり、介護支援専門員を介し、多頭飼育の発見につながることもある。また、日ごろの見守り等が動物引取り後の再発予防の役割を果たすこともある。</p>	看護師、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士
民生委員	<p>民生委員法に基づいて、社会奉仕として、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。民生委員は、「児童委員」を兼ねている。</p> <p>地域の一人暮らし高齢者、子育て中の世帯、障害のある方がいる世帯などへの見守り活動や、地域で孤立して支援を受けることが困難な状況にある人への相談や支援のつなぎ役を担っており、これらの活動を通して多頭飼育が発覚することもある。また、飼い主と地方自治体のつなぎ役としての関与も見られる。</p>	-

#### 4. その他の関係主体

図表 12-5 関係主体等一覧表（その他の関係主体）

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・有資格者
都道府県・政令指定都市		
生活環境部局	環境基本法や悪臭防止法、廃棄物処理法等に基づき、環境保全や廃棄物対策（一般廃棄物収集）、温暖化対策等に係る業務を担う。 ゴミ屋敷条例が制定されている地方自治体においては、ゴミ屋敷対策についても所掌するケースが多く、住民からの苦情により、調査・指導・勧告・命令・行政代執行などを行う。実際の現場が「ゴミ屋敷」状態になっている、もしくは悪臭等が発生し、近隣住民へ悪影響を及ぼしている場合には、飼い主へ環境面における指導等を行う。	—
住宅部局	公営住宅法に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃での賃貸、又は転貸を行う。 公営住宅で多頭飼育状態に陥っている場合に、住民からの苦情や当事者の家賃滞納に係る強制退去手続き等をきっかけとして発覚することがある。	—
防災部局	災害対策基本法に基づく防災計画の策定や防災対策の指導等、災害予防に係る業務、消防法に基づく火災予防上必要と認められる者への指導を実施する。	—
外部機関		
都道府県内市町村	都道府県内の基礎自治体であり、地域の行政サービスの提供を担う。犬猫の適正飼養指導を含む、様々な行政サービスを提供する。保健所等の行政機関の設置有無は地方自治体の規模等によって異なる。	医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、介護支援専門員
医療機関（精神科含む。）	医療機関は、診断・治療・処方を行う。訪問による在宅診療を行う医療機関もある。	医師、看護師、精神保健福祉士、保健師、社会福祉士
学校	学校教育法に基づく学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）。 子どものいる多頭飼育状態にある家庭において、子どもがネグレクト状態にある場合に、学校関係者を通じて多頭飼育が発覚することがある。	教師

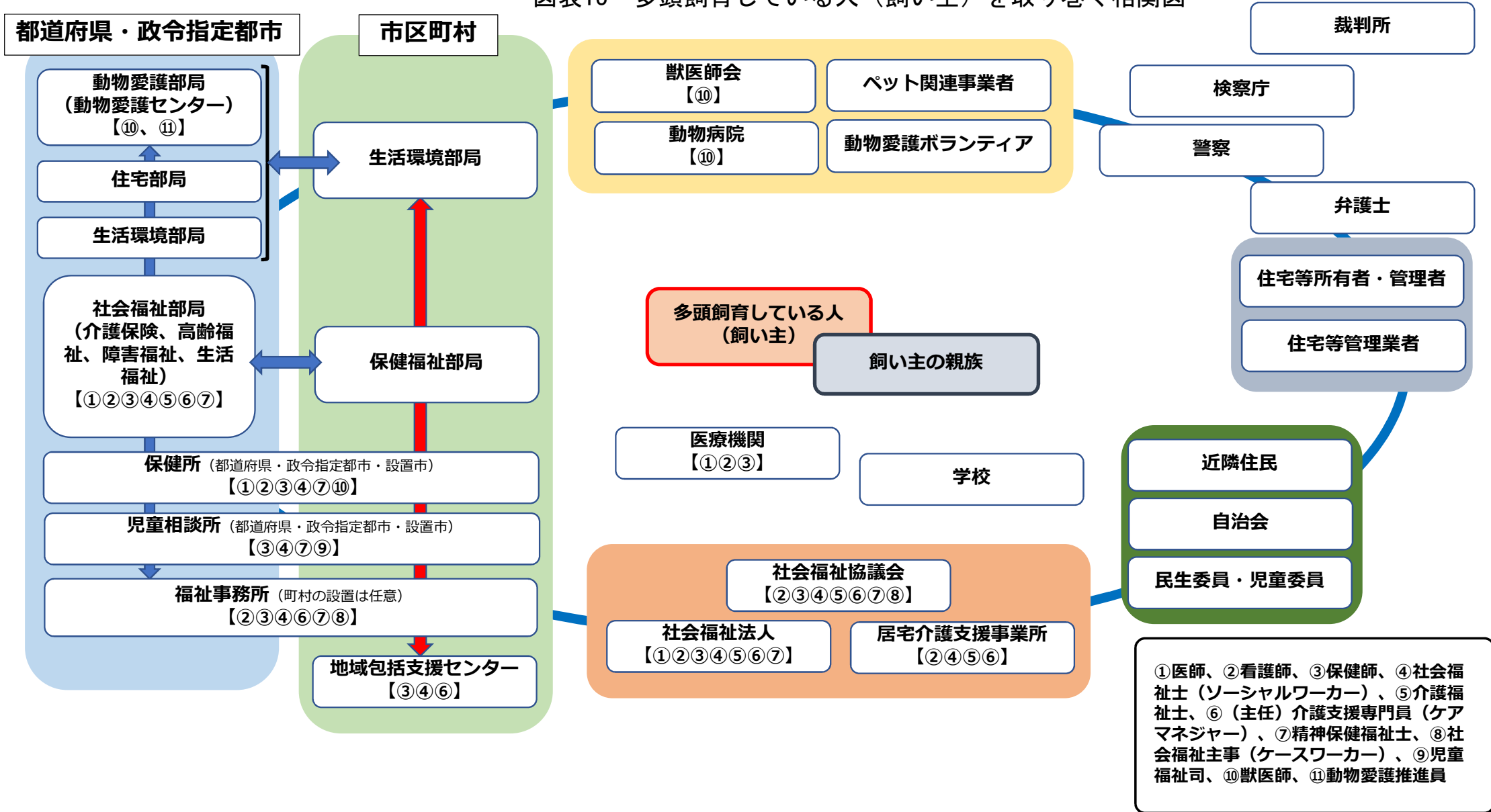


関係主体	主な役割・関与	関係する職位・有資格者
警察署	<p>事件の検挙と未然防止の両面から諸対策を推進し、住民の安全を推進する。警察署では主に、生活面において以下の活動を行う。住民からの要望、苦情、相談などに専門の相談員が応じる、交番・駐在所を活動の場として、地域で起こる事件・事故に素早く対応するとともに、身近な地域安全情報の提供や巡回連絡、困りごと相談等を通じて住民とふれあい、その要望に応える活動等を行う。動物に関しては、動物愛護管理法に基づき、各地方自治体で定められる動物愛護管理条例の下、動物の愛護普段の見守りや異変時の対応に加え、動物の鳴き声や逃走、また逃走時に咬傷事故が生じた場合にも、法に基づく取り締まりを行うことがある。また、飼い主宅へ訪問する際には安全確保のために立会いを行うといった形での関与も見られる。</p>	警察官
裁判所	<p>法に基づいて争いごとを解決する機関。 長期にわたる家賃の滞納により、裁判所命令で強制執行の申し立てが行われた場合に、強制執行手続きを行う。強制執行によって、多頭飼育が発覚し、弁護士や住宅等管理業者、ボランティア等から動物に関する相談が動物愛護センターに寄せられることもある。</p>	弁護士、裁判官
弁護士事務所	<p>法律事務所とは、1人または複数の弁護士から構成される法律事務を業として行うための事業体を指す。</p>	弁護士
住宅等管理業者	<p>賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に基づき、賃貸住宅の管理業務を担う。 管理する住宅で多頭飼育の事象が発生した場合に、近隣住民等からの苦情が住宅等管理業者へ寄せられることをきっかけとして発覚することがある。</p>	—
住宅等所有者	<p>住宅の所有者であり、民法や借地借家法に基づき、建物の管理・修繕等を実施する。 動物の糞尿による汚損や家賃滞納、近隣住民からの苦情により、住宅等所有者がこれを把握するに至り、多頭飼育が発覚することがある。</p>	—
自治会、町内会	<p>日本の集落又は都市の一部（町）において、その住民等によって組織される親睦、共通の利益の促進、地域自治のための任意団体・地縁団体とその集会・会合である。市町村や住民によって様々な名称で存在している。 飼い主が近隣住民へ悪影響を及ぼしている場合には、近隣住民からの苦情が自治会・町内会を通じて寄せられることが多い。</p>	—

関係主体	主な役割・関与	関係する職位・有資格者
近隣住民	飼い主の自宅からの悪臭や鳴き声、放し飼いの動物に対する苦情を地方自治体、警察、自治会・町内会、住宅等管理業者等に寄せることで、多頭飼育が発覚することがある。	—
飼い主の親族	当事者の飼育状況に見かねて親族からの相談が寄せられ発覚することがある。また、当事者の入院や死によって、親族が動物の世話をせざるを得ない状況になることで発覚することもある。実際の対応時においても、飼い主への説得時等に関与が見られる。	—
福祉に関わる資格・職位		
医師（精神科医）	医師法に基づき、医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する。	
看護師	保健師助産師看護師法に基づき、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行う。	
保健師	保健師助産師看護師法に基づき、保健指導を行う。 生活習慣病、児童虐待、高齢者や障害者の孤立、自殺対策などのメンタルヘルス、感染症対策、健康格差などの公衆衛生に関して、地域に働きかけて支援する。	
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する機関や医師との連絡及び調整その他の援助を行う。	
介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて、身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に関し、心身の状況に応じた介護（喀痰吸引等）を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。	
介護支援専門員（ケアマネージャー）	介護保険法に基づいて、要介護者等の相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な介護サービスを利用できるよう市町村や、介護関連の事業者との連絡調整等を行う。（例：居宅介護支援事業所や介護保険施設等で介護サービス計画（ケアプラン）の立案等。）	
精神保健福祉士	精神保健福祉士法に基づき、精神科病院等や精神障害者の社会復帰を促進する施設の利用している人の社会復帰に関する相談や、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。	
社会福祉主事（ケースワーカー）	社会福祉法に基づき、地方自治体の設置する福祉事務所等において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行う。	
児童福祉司	児童福祉法に基づき、児童の保護及びその他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う。	

（出所：岸恵美子（2017）「セルフネグレクトの支援と予防の手引き」、各種関係法令、獣医師会ウェブサイト、全国保健師教育機関協議会ウェブサイトを元に作成）

図表13 多頭飼育している人（飼い主）を取り巻く相関図



図表 14 関係法令一覧

(1) 飼い主の生活支援のための法令

法令名	概要
社会福祉法	社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。「社会福祉事業」と「社会福祉を目的とする事業」を分類し、前者について列挙・整理する。都道府県と市に、社会福祉政策に関わる部局として「福祉事務所」を設置する義務を明記している。都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、都道府県地域福祉支援計画の策定に努めるものとされる。また、社会福祉協議会のあり方についても定められている。
生活保護法	日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする法律。生活保護制度は、資産、能力等すべてを活用してもなお、収入が不足し生活に困窮する人々を対象とし、困窮の程度や状況に応じて必要な保護・給付を行い、自立を支援・助長していく仕組み。
老人福祉法	老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする法律。国と地方自治体は、老人の福祉を増進する責務を有するとともに、老人に対して市町村が行うべき福祉の措置について規定する。市町村は本法の施行に関し、老人の福祉に関し必要な実情の把握に努め、老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うことが規定されている。

法令名	概要
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
介護保険法	介護や機能訓練、看護、療養上の管理その他の医療を要する者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うために介護保険制度を設け、介護保険制度における保険給付等に関する必要な事項を定める法律。平成23年（2011年）の改正では、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指すことが定められた。
生活困窮者自立支援法	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする法律。市及び福祉事務所を設置する町村は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。生活困窮者自立支援制度には、包括的な相談支援である自立相談支援事業と、本人の状況に応じた支援として住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業などの諸事業が設けられている。
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を推進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担軽減を図ること等による高齢者虐待防止に資する支援のための措置などを規定する。

法令名	概要
民法（第7条等成年後見制度）	成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人を保護し支援する制度。法定後見制度と任意後見制度に分かれ、法定後見制度は本人の判断能力の程度などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つにさらに分けられる。法定後見制度では家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が本人の利益を考慮しながら、本人に代理して法律行為をしたり、本人の法律行為に同意を与えたり、本人が同意せずにした不利益な法律行為の取り消しなどを行う。任意後見制度では、本人の判断能力があるうちにあらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や療養看護、財産管理などに関する事務について代理権を与える契約を公正証書で締結する。
児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。児童虐待の定義やその禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方自治体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を規定する。都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員または児童福祉事務に従事する職員に児童の住所または居所に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。国及び地方自治体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することを規定している。都道府県は配偶者暴力相談支援センターを設置しなければならない。DV被害者を発見した人は、警察や同センターに通報する努力をすること、また医師・医療関係者は被害者本人の意思を尊重したうえで通報できることを定めている。

法令名	概要
障害者虐待の防止、 障害者の養護者に 対する支援等に関 する法律（障害者虐 待防止法）	障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担軽減等に資する支援のための措置等を規定する。国や地方自治体の障害者福祉部局や関係機関、障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者福祉の関連団体等、学校の教職員、医師、保健師など障害者福祉に係わる者は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局または当該市町村が設置する施設において、当該部局または施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにしなければならないことが定められている。

## (2) 行政指導等を行うための法令

法令名	概要
動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）	動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することにより、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする法律。
狂犬病予防法	狂犬病を予防、蔓延防止、撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする法律。犬の所有者は、犬を取得した日から三十日以内に、その犬の所在地を管轄する市町村（特別区であれば区長）に犬の登録を申請しなければならない。また所有者は狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならないことが定められている。
悪臭防止法	規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする法律。都道府県知事等は、住民の生活環境保全のため悪臭を防止する必要があると認める地域を指定し、規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、特定悪臭物質または臭気指数の規制基準を定める。市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。また国民は、愛がん動物の飼養やその他日常生活による悪臭発生により周辺地域における住民の生活環境が損なわれないように努めなければならないことが定められている。



法令名	概要
民法（建物明渡請求（強制退去））	民法第4款は契約の解除を規定し、第541条は催告による解除について「当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる」と定める。また、第542条では催告によらない解除として、債務全部の履行が不能である場合などは、債権者は、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる」と定めている。契約解除後、物件明渡しのために、建物明渡請求訴訟を提起する。勝訴した後、強制執行は、申立てにより、裁判所または執行官が行う（民事訴訟法第2条）。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）	廃棄物排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。廃棄物の定義や産業廃棄物処理業等について規定する。国民は、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方自治体の施策に協力しなければならないと定められている。施行令第6条第1号ホに、産業廃棄物の保管基準が規定されているが、家庭や事業者には、一般廃棄物の処理基準は適用されない。
消防法	火災の予防、警戒、鎮圧により、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、安寧秩序を保持することにより、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。消防長、消防署長、消防吏員は火災予防に危険である物件や消火・避難活動に支障がある物件の所有者等に、危険物や放置、みだりに存置され燃焼の恐れのある物件の除去やその他の処理などを命じることができる。

法令名	概要
建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図ることにより、公共の福祉の増進に資することを目的とする法律。建築物の所有者、管理者、占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。特定行政庁 <sup>1</sup> は、建築物の敷地、構造、建築設備が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合は、当該建築物またはその敷地の所有者等に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、改築、増築、修繕、使用禁止、使用制限等の措置を命じることができる。
動物愛護管理条例	動物愛護管理法に基づき制定される条例で、動物の健康及び安全の保持、市民の間に動物愛護の気風を高めること、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止すること、それらにより人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。飼い主の責務や遵守事項、動物の引取り、譲渡、立入検査などを定める。飼い主の遵守事項には、動物が繁殖して適正な飼養が難しい場合は、繁殖防止のために不妊去勢手術などを行うことが含まれる。飼い主が動物を適正に飼養していない場合は、市長は勧告や措置命令を行うことができる。地方自治体の中には条例で犬・猫の多頭飼育の届出を定めている場合がある（多くは10頭以上を基準としている）。
犬の危害防止条例	犬による人や動物などへの危害を防止し、住民の社会生活の安全や公衆衛生の向上を図ることを目的とする条例。飼い主は飼い犬を、一定の場所に、綱、鎖その他のものよってつないでおかなければならない（自己の所有、占有する場所において、おり、さく、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容するときなどはその限りではない）。違反者に対して、市長は犬の繋留等を命じることができる。犬の危害防止条例の中で、飼い犬が繁殖して適正飼養が難しくなった場合に繁殖防止のため飼い主が不妊去勢手術などを行うことを含めている地方自治体もある。

<sup>1</sup> 建築主事を置く地方自治体の長のこと。都道府県および人口25万人以上の市には建築主事の設置が義務付けられており、25万人未満の地方自治体でも設置することができる。

法令名	概要
ゴミ屋敷条例	<p>建造物等における不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関し必要な事項を定め、その状態の解消を図ることにより、堆積者および地域住民が安心して暮らすことのできる安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする条例。不良な生活環境の一つとして、多数の動物の飼育、これらへの給餌若しくは給水により生活環境等が衛生等の不良な状態が定められている場合もある。不良な生活環境の解消は堆積者自らの責任であるが、不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当事者に寄り添った支援を行うことを条例で定める地方自治体もある。</p>

(3) 行政指導等を行うに当たって知っておくべき法令

正式法令名	概要
民法	民法第3章は所有権を規定し、第206条は所有権の内容として「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と定める。
刑法	<p>刑法第5章は公務の執行を妨害する罪を規定し、第95条は公務執行妨害及び職務強要について「公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」と定める。</p> <p>刑法第12章は住居を犯す罪を規定し、第130条は住居侵入等について、「正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場所から退去しなかった者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する」と定める。</p> <p>刑法第36章は窃盗及び強盗の罪を規定し、第235条は窃盗について「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」と定める。</p> <p>刑法第40章は毀棄及び隠匿の罪を規定し、第261条は器物損壊等について、「他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する」と定める。</p>
警察官職務執行法	警察官が警察法に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする法律。犯罪の予防及び制止について、第5条は「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる」と定める。
刑事訴訟法	刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的な人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする法律。現行犯逮捕について、第213条は「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる」と定める。

#### (4) 対応全般を通して知っておくべき法令

正式法令名	概要
個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）	個人の権利利益を保護することを目的とする法律。個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方自治体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮することとされる。地方自治体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

図表15 多頭飼育問題への対応フロー（発見・発見後対応・再発防止）

**発見**

**多頭飼育疑い事例の発見**

**動物愛護管理関係者**

- ・ 近隣住民
- ・ 獣医師
- ・ 動物愛護推進員
- ・ 動物愛護ボランティア
- ・ 動物愛護管理職員 等

**社会福祉関係者**

- ・ 親族
- ・ 近隣住民
- ・ 民生委員
- ・ 訪問看護師・ヘルパー
- ・ 保健師
- ・ 社会福祉士
- ・ 社会福祉職員 等

探知 発見

探知 発見



情報

見守り  
対応不要

動物愛護  
管理局

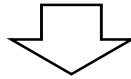
情報共有

社会福祉部局

**発見後対応**

① 状況把握・関係主体の抽出へ

# 発見後対応



## ①状況把握・関係主体の抽出

情報収集  
現地調査

周辺・屋内、飼い主の心身の状態等



### 状況把握チェックシートによる判定

問題点の分析



関係主体の抽出

多数の動物の飼育による  
3つの影響

- 飼い主の生活状況の悪化
- 動物の状態の悪化
- 周辺的生活環境の悪化

多頭飼育問題

該当

該当  
なし



動物愛護  
管理局

見守り  
対応不要

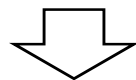
発見



社会福祉部局

情報  
共有

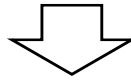
その他  
関係主体



発見後対応

②対応へ

## 発見後対応



### ②対応

案件記録表による記録・情報共有

#### 社会福祉部局

##### 飼い主の生活支援

- 福祉法令等に基づく支援
- 医師（精神科医を含む）等との連携による健康ケア
- 地域社会等との関係性構築のための支援

#### 動物愛護 管理部局

##### 動物の飼育状況の改善

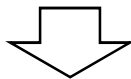
- 負傷動物、感染症に罹患した動物等の治療
- 動物の繁殖制限措置
- 動物の逸走・侵入防止等に係る助言等
- 動物の引取り・譲渡
- 虐待のおそれの改善
- 動物虐待事案としての対応
- 狂犬病予防法違反による対応
- 周辺的生活環境の改善

#### その他 関係主体

##### 周辺的生活環境の改善

- 周辺的生活環境の改善
- 自宅、周辺地域の清掃
- 強制退去

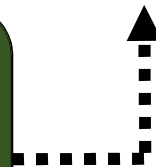
## 再発防止



### 地域での見守り等

- 緩やかな見守り：地域住民・民間事業者等
- 担当による見守り：民生委員・児童委員・住民ボランティア等
- 専門的な見守り：地域包括支援センター、社会福祉協議会等

## 発見





図表 16 探知チェックシート

記入年月日			
氏名		住所	
連絡先	電話番号:	e-mail:	
当事者との関係	近隣住民・福祉関係者・別居家族・同居家族・その他		
	(下段:把握できる範囲で詳細を記載:(例)町内会長、民生委員、ホームヘルパー等)		

1. 飼い主等の情報

氏名		年齢		性別	男性・女性
住所					
同居家族	なし・あり(続柄: )				
経済状況	非困窮・困窮(生活保護受給中)・困窮(生活保護受給なし)				
住居	種類	一戸建て・集合住宅・その他( )			
	所有形態	持ち家・賃貸	間取り		
	周辺環境	住宅密集地・郊外住宅地・農村/中山間地域・商業地/繁華街			
性格	非難・暴言	なし・あり			
	感情のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	欲求のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	動物への過度の愛着	全くない・あまりない・ややある・強くある			
意思疎通	家族との関係				
	近所付き合い				
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰とでも可能・特定の人物なら可能( )・誰でも拒絶			

2. 目視による所見

以下の項目に対して、該当性を○×で記入してください。不明な項目は空欄のままで結構です。

(1) 動物の飼育状況

チェック項目	該当性	備考
1. 飼育している動物の種類		
犬		
猫		
その他の動物(種類: )		
2. 動物の飼育の状況		
動物は放し飼いにされている(家の内外を自由に出入りしている)		
動物は屋内だけで飼われている		
狭い場所(ケージなど)に閉じ込められている動物がいる		
ずっと繋がれたままとと思われる動物がいる		

3. 動物の状態		
極端にやせた動物や、ふらつきのある動物がいる		
けがをした動物、病気と思われる動物がいる		
動物の死体・骨がある		

(2) 衛生状態

チェック項目	該当性			備考
	屋内	屋外	周辺	
動物の臭いを感じる				
鳴き声その他動物の飼育に起因する音が頻繁に発生している				
動物の毛・羽毛が著しく飛散している				
動物の排せつ物が目につく				
害虫が多数発生している、もしくはネズミが発生している				

3. 飼い主等からの聞き取り

Q1	何頭くらいの動物を飼っていますか。いつ頃から飼っていますか。
Q2	動物に不妊去勢手術をしていますか。
Q3	動物のお世話で困っていることはありますか。
Q4	お世話になっている動物病院はありますか。

4. 備考

その他、飼い主等の状況について、補足する事項があれば、記入してください。

図表 17 状況把握チェックシート

1. 基本情報

(1) 記載者情報

記入日			
氏名		住所	
連絡先	電話番号:	e-mail:	

(2) チェック項目

以下の項目に対して、当てはまるものに○、当てはまらないものに×を記入してください。  
不明な項目は空欄のままです。

2. 飼い主等の生活環境

チェック項目		該当性	想定される 連携先	備考
(1) 日常生活				
1	日常生活は自分で行えるが、多少の支援が必要な状態である。		社会福祉部局 (介護保険、高齢福祉・障害福祉・生活福祉)、 医療機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域活動支援センター等	
2	自分一人で日常生活を送ることが難しく、誰かの介護が必要な状態である。		社会福祉部局 (高齢福祉・障害福祉)、保健所、 医療機関	
3	コミュニケーションを円滑にとることが、困難である。		社会福祉部局 (生活福祉)	
4	経済的困窮により、最低限の生活（衣食住等）に支障をきたしている。		社会福祉部局 (生活福祉)	
(2) 住環境				
4	家屋の破損等により、人が住める状態ではない。		社会福祉部局 (高齢福祉・障害福祉) 住宅部局・生活環境部局、住宅等管理業者、家主等	
5	ライフライン（電気、ガス、水道）が途絶えており、代替手段がなく、生命維持に必要な最低限の生活に支障をきたしている。		社会福祉部局 (高齢福祉・障害福祉、生活福	

			社)	
6	当該建築物等に害虫が多数発生しており、容易に確認できる。 当該建築物等で、多数のネズミが発生している。		社会福祉部局 (高齢福祉・障害福祉、生活福祉) 住宅部局、生活	
7	堆積物に多数の生ごみ、汚物及びそれが付着している物品等がある。		環境部局、防災部局、住宅等管	
8	臭気の判定を行った全員が、生活に耐えられない臭気があると判定した。		理業者、住宅等所有者等	
(3) 家族の状況				
9	虐待等(身体的・性的・心理的・ネグレクト・経済的等)の疑いがある		社会福祉部局(高齢福祉、障害福祉、生活福祉)、福祉事務所、児童相談所、 地域包括支援センター、地域活動支援センター、 配偶者暴力相談支援センター、 医療機関、学校、 警察等	

### 3. 不適正な動物の飼育状況

チェック項目		該当性	想定される連携先	備考
1	極端に痩せた動物や、ふらつきのある動物がいる		動物愛護管理部局(動物愛護センター)・保健所、動物病院、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア、動物愛護推進員、警察等	
2	動物に、目やに、鼻水、耳の汚れなどが見られる			
3	動物に脱毛、皮膚の赤み、皮膚病等の症状が見られる			
4	痒そうにしていたり、頻繁に体を掻いたりしている			
5	著しく毛玉ができたり、爪が伸び過ぎたりしている動物がいる			
6	痒そうにしていたり、頻繁に体を掻いたりしている			
7	以前に比べて動物の頭数が増えている(ように見える)			

8	動物の餌が固まったり腐ったりしたまま放置されている			
9	屋内または屋外に排せつ物が堆積している。			
10	屋内または屋外に動物の死体や骨がある			
11	妊娠した動物、新たに生まれた動物がいる		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等	
その他 (※これより後のチェック項目については、可能な範囲で当事者から聞き取ってご記入ください。)				
11	当事者は、自身が何匹動物を飼っているか把握できていない		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等	
12	動物に対して不妊・矯正手術が行われていない		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等	
13	かかりつけの獣医師がいない		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等	

#### 4. 周辺の生活環境

チェック項目		該当性	想定される連携先	備考
1	鳴き声その他の音が頻繁に発生し、受忍限度を超えている。		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、生活環境部局、住宅等管理業者、住宅等所有者、警察等	
2	動物の毛・羽毛が周辺に著しく飛散している。		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、住宅等管理業者、住宅等所有者等	
3	当該建築物等の周囲に害虫が多数発生しており、容易に確認できる。 当該建築物等の周囲で、多数のネズミが発生している。		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、生活環境部局、住宅等管理業者、住宅等所	

			有者等	
4	臭気の判定を行った者のうち、生活に耐えられない臭気があると判定した者が過半数以上である。		動物愛護管理局（動物愛護センター）・保健所、生活環境部局、住宅等管理者、住宅等所有者等	

5. その他

--

図表 18 案件記録表

記入年月日		記入者	所属	
			氏名	

1. 飼い主等の情報

氏名		年齢		性別	男性・女性
住所					
同居家族	なし・あり(続柄: )				
経済状況	非困窮・困窮(生活保護受給中)・困窮(生活保護受給なし)				
住居	種類	一戸建て・集合住宅・その他( )			
	所有形態	持ち家・賃貸	間取り		
	周辺環境	住宅密集地・郊外住宅地・農村/中山間地域・商業地/繁華街			
性格	非難・暴言	なし・あり			
	感情のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	欲求のコントロール	できる・やや困難・非常に困難			
	動物への過度の愛着	全くない・あまりない・ややある・強くある			
意思疎通	家族との関係				
	近所付き合い				
	行政・支援機関等とのコミュニケーション	誰とでも可能・特定の人物なら可能( )・誰でも拒絶			

■その他の所見

(進捗等について記載：(例)インターホン越し、玄関越し、対面(玄関先)、対面(室内)で挨拶ができるようになった、会話が出来るようになった等)
--

2. 動物に関する情報

動物の種類等	犬 オス( 頭)・メス( 頭)・うち幼齢( 頭)
	猫 オス( 頭)・メス( 頭)・うち幼齢( 頭)
	その他(種類: ) オス( 頭)・メス( 頭)・うち幼齢( 頭)
入手経路	購入・捕獲・餌やり等による収集・他者からの譲渡・預かり・その他
	入手経路の詳細
近隣からの苦情	なし・あり
	苦情の内容(「なし」の場合も共有すべき情報があれば記入)
飼育方法	屋内・内外出入り・屋外

不妊去勢手術	未実施・実施済み・不明
予防接種	実施済み( )・未実施・不明
栄養状態	良好・痩せている・太っている
負傷・疾患への関心	あり・なし
負傷個体	なし・あり( 頭)
衰弱個体	なし・あり( 頭)
妊娠個体	なし・あり( 頭)
障害のある個体	なし・あり( 頭)
死体・骨	なし・あり( 頭)
排せつ物の堆積	なし・あり

### ■その他の所見

(進捗等について記載：(例)負傷、衰弱個体の回復状況、○個体に不妊去勢手術を実施、△個体を里親に譲渡等)

### 3. 周辺の生活環境の情報

鳴き声等の騒音	あり・なし
飼料の残さ・排せつ物等の悪臭	あり・なし
動物の毛・羽毛	あり・なし
害虫・ねずみ	あり・なし
排せつ物	あり・なし

### ■その他の所見

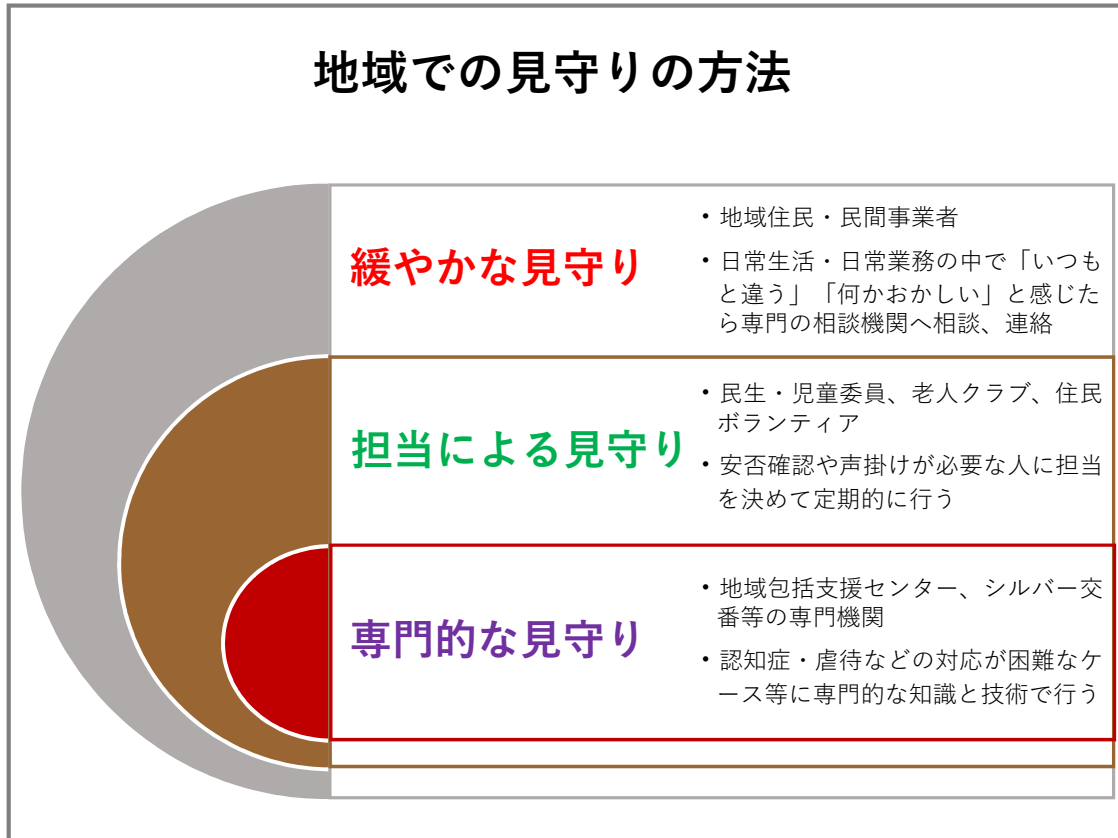
(進捗等について記載：(例)飼料の残さ・排せつ物等の清掃を実施、ねずみ・害虫等の衛生動物の駆除を実施等)

### 4. 対応状況及び今後の対応予定など

(進捗等について記載 (例)動物愛護管理局が動物愛護管理法第 25 条に基づく勧告予定、地域包括センターにて飼い主のケアプランを作成中等)



図表19 地域での見守りの方法



(出所：岸恵美子 (2017) 「セルフ・ネグレクトの予防と支援の手引き」)

図表20 ものではなく人への信頼の獲得

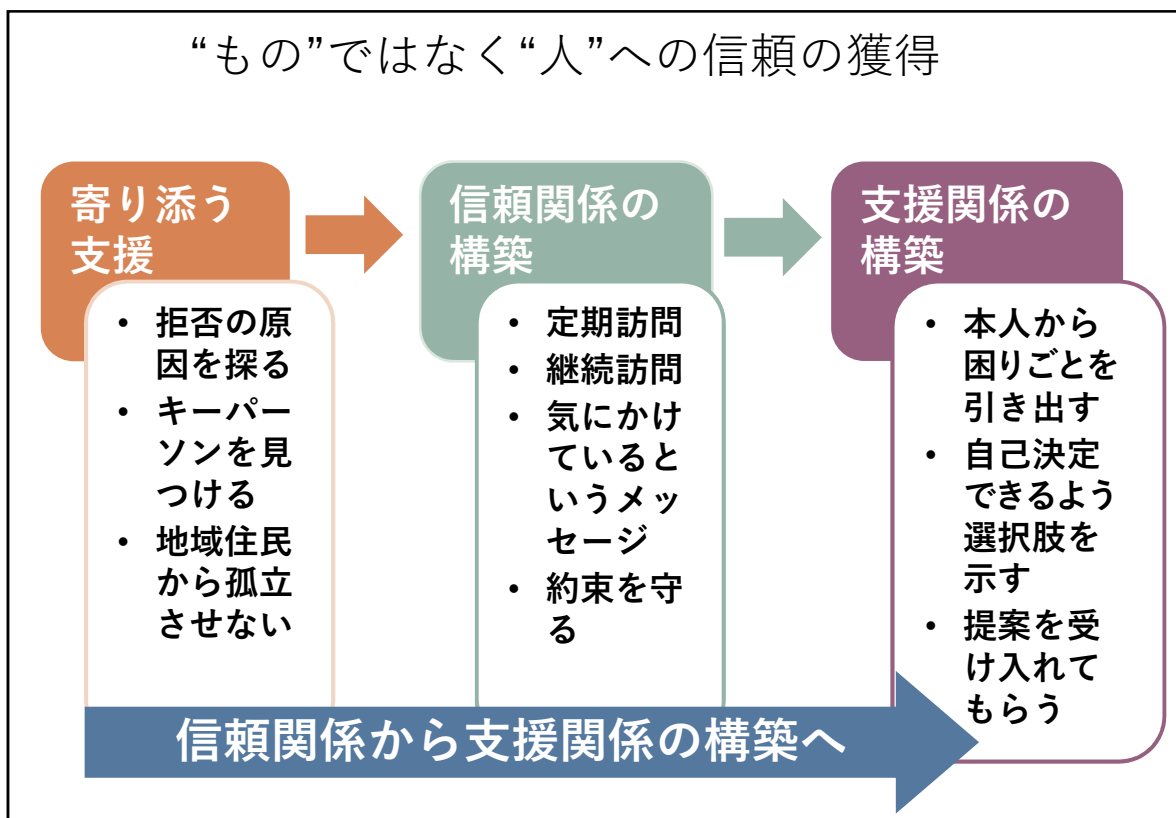


図3 ものではなく人への信頼の獲得

(出所：岸恵美子「セルフ・ネグレクト高齢者への効果的な介入・支援とその評価に関する実践的研究」 著者作成)